

第四節 藩政の展開

第一項 石川憲之の藩政

石川憲之の入封 前節第二項で述べたように、石川憲之は近江国膳所城で封を継いだ翌慶安四年（一六五一）亀山城に入った。石川家中による一八年間の「所務」（『九々五集』の表現、「領知」とともに近世の領主による統治を意味する用語で、現代では藩の政治すなわち「藩政」という）については、まとまった史料が見あたらない。幸い『九々五集』には、憲之とその時代に関するかなりの記録が収められているので、本項を記述する主なよりどころとしたい。領分の民に関わる事柄と幕府への勤役や、領内で起きた紛争の状況と家中の統制など、判明する範囲で藩政の一部を述べていくことにする。

領知のシステムと大庄屋制 石川家中の中樞は、家老（石川伊織・加藤斎宮・石川修理・近藤杢右衛門）・老中（名川六郎右衛門・伊奈加右衛門・和田五右衛門・平岩安太夫・加藤三右衛門）・郡代（坪井伊左衛門・伴九郎左衛門・加藤善太夫）によって構成されていた（『九々五集』巻第一 城地・年譜部 二四頁。以下とくに断らない限り本書の表記は頁数のみで記す）。家中では、本多俊次の時代に代官役を勤めた人びとを大庄屋として、年貢収納その他の地方にあたった。当初は以下の一〇人の名前が見える。

原 久大夫	打田庄左衛門	打田五兵衛	増田万五郎
山中権右衛門	佐藤惣兵衛	館与左衛門	村田 小介
羽木五左衛門	真弓長左衛門		

このうち、関一政の時代から続いていたのは打田五兵衛ただ

一人の家で、免役めんやくとなつたり中絶した大庄屋の家は多い。石川家が淀へ移る前には、万治元年（一六五八）に任じられた打田権四郎を含めて、領内五人の大庄屋が組下の庄屋たちの要かなめとなっていた（六九頁、「石川主殿頭様御代大庄屋役仕候者」）。承応三年（一六五四）の証書に、郷村の取り締まりについて「諸事能肝煎、相勤候二付」として一五石の田が免許されている（八五頁、「打田五兵衛宛」証文）ので、これが大庄屋への給米となっていたことが分かる。

支配のルート　ここでこの頃の家から郷村にいたる諸事伝達の経路を見ておこう。これは概ね以後の藩政にも通じる支配、すなわち通達と訴願そがんのルートであつたと考えてよい。

万治三年（一六六〇）七月二日、老中五名から郷中の「公事目安」（訴願）についての「掟」が発せられた。それによれば、郷中からの「申上度儀」は大庄屋をもつて代官へ差し出し、代官から奉行所へ取り次ぐべきことと、事情があつて大庄屋をはじめ奉行・代官その他諸役人を經由することができない場合は、おそらく村方三役の一つであろう横目よこめから願うべきことを定めている。この掟は郡代四名に宛てられたもので、犬飼市左衛門ほか二名から大庄屋たちに伝えられたのは翌三日であつた。その文言は次の通りである（八六頁、「石川主殿頭様御代之部 掟」）。

右之趣被　仰出候条、村々庄屋肝煎共二不残可被申渡候、右之通惣小百姓等迄急度申聞せ候様二堅可被申付候、若違背之輩於有之は各可為越度也、依如件、

子七月三日

犬飼市左衛門

坂　又左衛門

太田助右衛門

大庄屋中

末尾の三名は代官だと思われるが、詳細は不明である。ともあれ石川家中では、老中↓郡代↓代官↓大庄屋↓庄屋・肝煎↓(横目)↓小百姓という支配のルートがあり、逆のルートで郷村からの訴願が家中の中枢部に達するシステムがあつたことを知るのである。その他『九々五集』には、先代から続く「山廻り役」(六九頁)や「殺生方鳥見役」(七一頁)が見えるが、ここでは省略する。

検地と新田開発 家中では入封直後から領内の検地に着手した。市域では慶安年間に川崎村の検地が行われ、以後、寛文元年(一六六一)までに未着手であつた村々の分を完了させている。これによって本多家の時代以来、領内全村の内検地が実施されたことになる。

この間、石川家でも積極的に新田の開発を奨励し、憲之の在城中にその高は一四一二石余(二八〇頁)を数えた。市域外ではあるが、深溝村上ノ井や伊船村竜ヶ池の掘削を進めるなど、その治績には見るべきものがあつたといえよう。『九々五集』に収める新田証文の類は、編者権四郎の収集事情に左右されたのであろうか、市域では板倉家時代のものが圧倒的に多い。数少ない一例(八〇頁、「覚」)を次に示しておこう。

覚

一高八石は
大師講田
観音平

鈴鹿郡
新所村

右之ニヶ所、当辰之秋相改、新発之田畠也、為観音仏供依為令開
発之地、従当年定免二ツ成ニ相極侯、向後不可有相違者也、仍如
件、

寛文四甲辰年十月十八日

坪井伊左衛門

観西山福娶寺
(ママ)

中川 小兵衛

観音別当坊

伴九郎左衛門

これは新所村の真言宗福聚寺（京都福勝寺末寺、号関西山、年頭に城主へ御礼勤をする寺院の一つ、一三二頁）観音のぶ供田として開発されたもので、郷村における一般的な新田開発とはやや趣旨が異なる。しかし「定免じょうめん二ツ」（年貢は二割）と定められたことから、城主家による純粋な寄進ではなく、開発総高の一部となったものと思われる。

寺社への寄進　ところで寄進といえば、歴代城主は領分の寺社に田地や屋敷地を除地よけち（年貢除外の地）として寄進するのが常であった。憲之の場合は「源昌勝」名で、野村神主和泉屋敷・羽黒山（鷲山村神主）・野村高御前神社・辺法寺村不動院・安楽村鶏足山野登寺など、慶安四年（一六五一）九月に集中した記録が残されている（二〇三頁以下、市域に限定）。ここでは信仰の厚かった野登寺に対する寄進状（一一九頁）を例示しておく。

奉寄進伊勢国鈴鹿郡安楽寺村鶏足山野登寺観世音菩薩

高拾式石四斗四升　池山村寺中共三

高式石五斗六升　坂本村

都合拾五石、為仏供田任先規之例令寄附畢、

右意趣は奉為　將軍家御武運長久也者、自今以後持僧等抽精誠可致御祈禱者也、仍状如件、

慶安四年九月吉辰　石川主殿頭従五位下源昌勝（花押）

このように領分の神社仏閣への寄進について、それらが神仏に対する崇敬心に基づくことはいうまでもあるまい。ただ、寄進状には「当地とうち拝領之内はいりょうのうち」といった文言が付されることが多く、このあたりに領知移動を重ねてきた大名家にとつては、亀山が当分の城地だという意識を覗かせていると思う。それ故「先規」通りに祈禱や仏ぶつ餉米に宛てる寄進が行われ、逆の意味では、そのような事情が城主の交替によっても領知の継続性を保たせ

たのであろう。

藩政の諸相 憲之は入封の翌年、亀山・関地蔵問屋年寄中に宛てた条目を発し、法令の遵守と、とくに旅人への応接や火事の際に必要な措置を命じた(四八頁、慶安五年四月二日「掟」写真55)。これは亀山宿・関宿が東海道の重要な宿駅なので、町場が守るべき心得としたのである。宿駅に対しては、運用の助成や助郷の負担など、亀山に特有の状況を知る必要がある。関宿における伝馬町の概略と出馬郷一六カ村の村高・家数・村役人などは、寛文五年(一六六五)「勢州関御伝馬町万覚」(川北家文書三・一三五・二・史76 『三重県史 資料編』近世3上 五七七〜五八三頁)に詳しいが、これらについては交通分野の課題とする。

また、同じ寛文五年には、社寺に対して禰宜神主や僧侶の心得が定められた(四九頁、七月十一日「定」「条々」)。これは同年の幕府法「諸社禰宜神主法度」「諸国寺院法度」が石川家

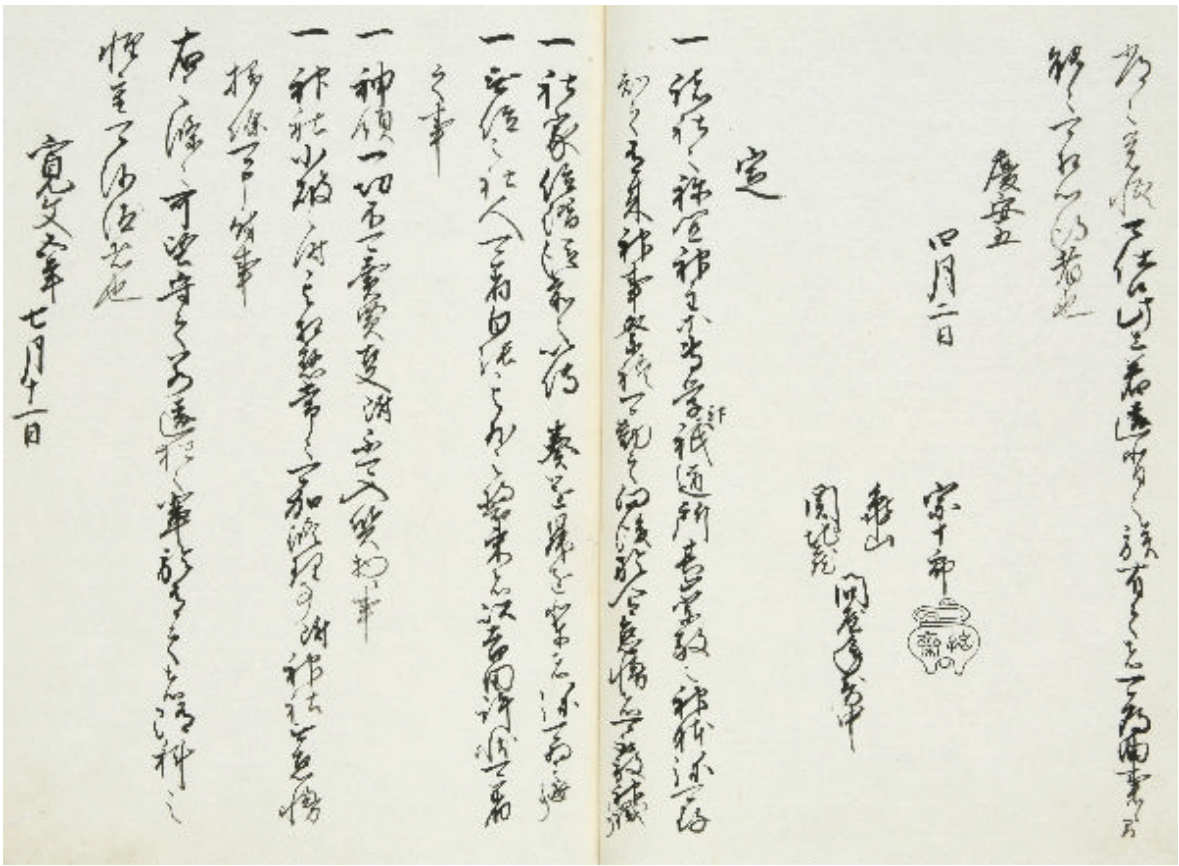


写真55 「九々五集」巻第二 条目・証印部にみる寺社に対しての「定」部分
(国立公文書館内閣文庫所蔵)

を通じて領分に布達されたものである。自分仕置を原則とする近世の大名が幕府と一体となつて、自らの領知に臨んでいた姿を表すものといえよう。

この間、

万治三年（一六六〇）九月、暴風雨の被害で収穫が乏しく、領分の村々では困窮するものが多く、石川家では亀山・関宿の貯蔵米を借り上げて領民を救済した。同年夏には、鈴鹿川の流域に位置する西富田村と幕府領庄野宿（ともに三重県鈴鹿市）の洪水被害を防ぐため、幕府と協力して一三〇〇間近い堤防を修築したという。また、数年前の明暦元年（一六五五）九月には朝鮮通信使の一行を近江国守山で送迎し、同三年五月に江戸城大手門を警衛するなど、幕府の公用を勤めていた（山田木水『亀山地方郷土史』第二巻）。このような大名家が負担する幕府への勤役も、その経費は結局のところ領分の収納に依存しているから藩政の一部としてよい。

幕府への勤役 明暦元年九月、慶安四年（一六五一）に四代将軍となった家綱の襲封を祝賀するため、朝鮮国の信使（朝鮮通信使）が江戸に向かった。すでに、将軍の代替わりには朝鮮と琉球から慶賀の使節が派遣される例となっていたが、このとき「亀山御城主石川主殿頭昌勝、江州守山御勤」（五二八頁「朝鮮人来聘之事」）として、石川家は守山宿（滋賀県守山市）における馳走（接待）役を勤めた。「往来共ニ御馳走被^{おおせ}仰^{つげ}付候」という幕府の命に従ったのである。家中では憲之自身はもちろん、老中加藤斎院を筆頭として百騎に近い家士を率い、鉄砲七〇挺・長柄五〇本・弓四〇挺を装備して使節の警備にあたった（五三六頁）。後の城主もこの役務を果たすことになるので、他国の川普請への動員などとは一味違う、亀山城主に特有の公用であったといえよう。

次の板倉家時代の記録を含めると、朝鮮通信使について『九々五集』はかなりの丁数を割いている。それは編者権四郎の知識欲と関心が非常に高かったことを示すのであろう。同時に、領分の人びとも何らかの形で異国・異朝の情報に触れたことを窺わせている。

相論の裁定 憲之の時代、領分の村々では、井堰^{いぜき}や山境をめぐ

るいくつかの紛争が生じている。いわゆる水論と山論であり、石川家中では村方の束ねとなる大庄屋を中心に、郡代（郡奉行）坪井・伴・加藤らが調停・裁定に力を尽くした。

市域では白木・沓掛両村の山境をめぐる紛争があり、家中では両者を対決させた上で白木村の主張を認めたという（山田木水『亀山地方郷土史』第二卷九八〜九九頁）。しかし、亀山城附とされた関山せきやまをめぐっては、入会いりあひの村々や信楽代官も関わる山論となっていた紛争もある。これらは関一政の時代に遡る歴史的な背景があり、さらに後世にまで長く争われた。憲之の時代には「御林」として松が植えられたが、前代は植林が禁止されていたといい、そのような状況に対して当時の人びとは次のような狂歌を残していた。

国替の久しかるべきためしには

かねてそ植し住山のまつ

（四三五頁）

これは、松の木が十分な成長を見ないうちに、それを植えた城主が松平忠明・本多俊次・石川憲之と次々に代わったこと、従って長期間を見すえた植林や、山論の裁定が安定しないことを嘆いたものといえよう。

水をめぐる紛争は、関川（鈴鹿川）下流域の水筒みづづつ（井堰）

による取水の相論で、沓掛村を最上流とする川筋六郷二七町村

（鈴鹿市役所蔵南若松村文書、前掲『三重県史』資料編近世

3上 六四九〜六五五頁）に関わる水論で、寛文四年（一六

六四）に幕府評定所ひょうじょうしょの裁定を受けた（同上六五五〜六七六

頁）。川筋の村々のほとんどは石川家の領分で、訴訟当事者に

は北・中・南若松村と岸岡村（いずれも三重県鈴鹿市）が含ま

れていた。しかし、相手方は津および神戸領かんべその他の村々なの

で、この相論は領分を超えた他領他支配たりのうたしはいの訴訟、つまり幕府

が扱う評定公事ひょうじょうこうじとなる。従って、石川家単独で解決する方策

はなかつたが、江戸屋敷を拠点として家中が評定所に召喚された人びとをサポートしたことは事実である。憲之の時代における幕府・家中・領分の関わり方には興味をそそられるもの、ここでは詳細を割愛する（谷口 昭「寛文期における地域社会と幕府評定所」）。

山城国淀へ 系統だった藩政の叙述ができないまま、寛文九年（一六六九）を迎え、石川家中は淀に移ることになった。最後に、憲之が亀山を去るにあたって、それまでの領知に功績のあった大庄屋・小庄屋・郷中に対して銀子・鳥目・米などを下賜した覚書（六六頁、「覚」）を掲げておこう。

覚

一 殿様久く是ニ被成御座候内、公儀御役等并被仰出候御法度を
専ニ相守、無恙候事、御欣悦ニ被 恩召候、因茲雖為少分米五
百俵、惣郷中へ被下之候、惣小百姓へならし可令割符事、
一大庄屋・小庄屋へハ、別而銀子・鳥自被下候間、右之米之割符
ニ不可入事、

己酉卯月十八日

豊 庄太夫

伴九郎左衛門

坪 伊左衛門

大庄屋中

読者のなかには、本項の冒頭に名前をあげた郡代の一人が豊泉庄太夫に代わっていることに気づかれたかと思う。そう長くはないとはいえ、家中の亀山入封からすでに一八年が経過していた。憲之は、在城中に幕府の勤役と領分の仕置が順調に果たせたことを素直に悦び、それが郷中へのささやかな下賜となったのであろう。

このとき大庄屋と村々の庄屋は城中二の丸で料理を饗され、大庄屋たちへ白銀三枚宛、小庄屋たちへ鳥目一貫文宛が供され

たことを『九々五集』は行間に追記している（六七頁）。